

『日向市まちづくり100人委員会』の基本ルール

『日向市まちづくり100人委員会』は、市や関係機関に“住みよいまちづくり”のための「提言」を行うために、市民が主体的に参加し、自立した活動を展開することになります。『100人委員会』は、行政に市民が参画することを保障する場であり、参加した市民の自由な発言や発想を最大限尊重するものですが、同時に「言いつぱなし、聞きつぱなし」でなく、会議の進行や日程、研究・討議内容の実効性に責任をもつことにもなります。したがって、これを円滑かつ効率的に運営するため、下記の「基本ルール」を定めるものとします。

1. 時間は、全員の共有であることをお互い自覚し、時間を大切にします。

会合の開始・終了時間、お互いの発言時間等を守ることに努めます。

会合に遅刻・欠席する場合は、事前に事務局に連絡すること。

2. 自由な発言を保障するとともに、公平で民主的な会議の進行に努めます。

ひとり一人の発言を保障し、自分の主張を押しつけないことに努めます。

発言が偏らないよう、公平な運営に配慮すること。

特定の個人や団体の批判・中傷を行わないことに努めます。

参加者の発言（見解）は、すべて1単位として扱う。（所属団体等の公の見解であっても同様とする。）

3. 合意に基づく実効性のある提言づくりをめざします。

課題・問題を明確にし、合意形成を図るため、結論を急がず、お互いが納得のいくまで議論を深め、合意後はその内容を尊重するとともに責任を負う。

課題ごとに長期的・短期的な区分に分けて、財政的な裏付け等も加味しながら実現可能な提言づくりをめざします。

4. 行政に対する答申等の意見の集約方法について

少数意見も尊重すること。

実証的かつ客観的なデータに基づく意見を尊重すること。

決定は全員の合意を原則とするが、必要な場合は両論併記とすること。

迅速な決定が必要な場合は、出席者の3分の2以上の賛成でその結論とすることもある。ただし、必要と認める場合は、少数意見も、付記する。

5. 会議の公開について

会議はすべて公開を原則とし、会場の許す範囲で傍聴も自由とする。

6. 市に対する情報(資料)提供等の請求、コピー機・印刷機等の使用について

市への資料等の請求は、個人的に行うのではなく各分科会の合意をもって請求する。その際、必ず部会長から事務局を通して請求する。資料等のコピー・印刷についても同様とする。

7. その他

本ルールは、あくまで基本を定めたものであるので、上記のほか、予測しない問題への対応並びに新たなルールが必要となった場合については、運営委員会で対処するものとする。

本ルールは、2002(平成14)年2月8日より発効する。